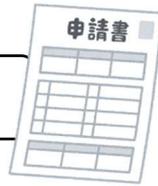


* 道路占用許可申請 *

～受付から許可書交付まで～

申請受付



約2週間後

許可書交付の連絡



申請書に記載されたご連絡先にお電話をいたします。
その際、道路占用料のご案内もさせていただきます。

「納付通知書（納付書）」の受け渡し

道路維持課占用係の窓口でお渡しします。

お支払い

お近くの金融機関※で道路占用料のお支払いをお願いいたします。
なお、道路維持課から徒歩圏内にも金融機関がございます。



許可書の交付

領収書をご提示いただきましたら、許可書を交付いたします。



手数料不要で納付可能な金融機関

埼玉りそな銀行、みずほ銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、
きらぼし銀行、八十二銀行、東和銀行、東京スター銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、
川口信用金庫、青木信用金庫、東京東信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、
瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、あすか信用組合、中央労働金庫、さいたま農業協同組合

⚠️ ご注意ください ⚠️

納期限までに道路占用料を納入されなかった場合、延滞金が発生します。

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付金額に次の割合を乗じて得た額の延滞金を徴収します。
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限14.5%)。

お問い合わせ

川口市役所 道路管理課 占用係
住所：埼玉県川口市三ツ和
1丁目14番3号
(鳩ヶ谷庁舎1階)
電話：048-258-1110
(内線5114、5115)